

# 1 出生時育児休業給付金

## (1) 支給要件

- ① 子の誕生日から8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した被保険者であること（2回まで分割取得可）。

出生時育児休業給付金の対象は、以下のア及びイいずれにも該当する休業です。

ア 被保険者が初日と末日を明らかにして行った申出に基づき、事業主が取得を認めた休業。

イ 「誕生日または出産予定日のうち早い日」から「誕生日または出産予定日のうち遅い日から8週間を経過する日の翌日まで」の期間内に4週間（28日）までの範囲で取得されたもの。

- ・ 産後休業（誕生日の翌日から8週間）は出生時育児休業給付金の対象外です。
- ・ 出生時育児休業給付金の対象となるには、出生時育児休業の初日から末日まで被保険者である必要があります。
- ・ 男性が出生時育児休業を取得する場合は、配偶者の出産予定日または子の誕生日のいずれか早い日から出生時育児休業給付金の対象となります。⇒ 例1、2参照
- ・ 被保険者とは、一般被保険者と高年齢被保険者をいいます。

- ② 休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業した時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。

育児休業給付金と同じ要件です。

詳細は育児休業給付金の（1）②（7頁）をご覧ください。

- ③ 休業期間中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）以下であること。

「最大」は、28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。

休業期間が28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

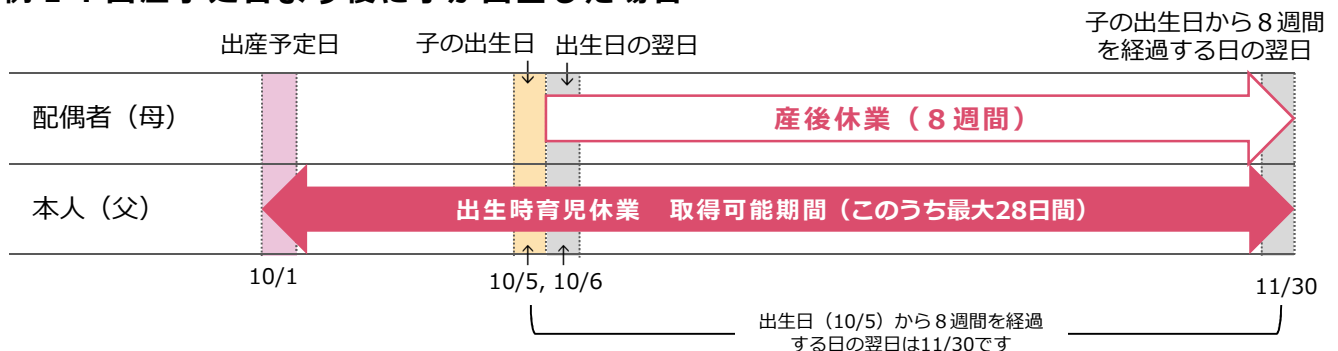
（期間を定めて雇用される方の場合）

- ④ 子の誕生日※1から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、その労働契約の期間※2が満了することが明らかでないこと。

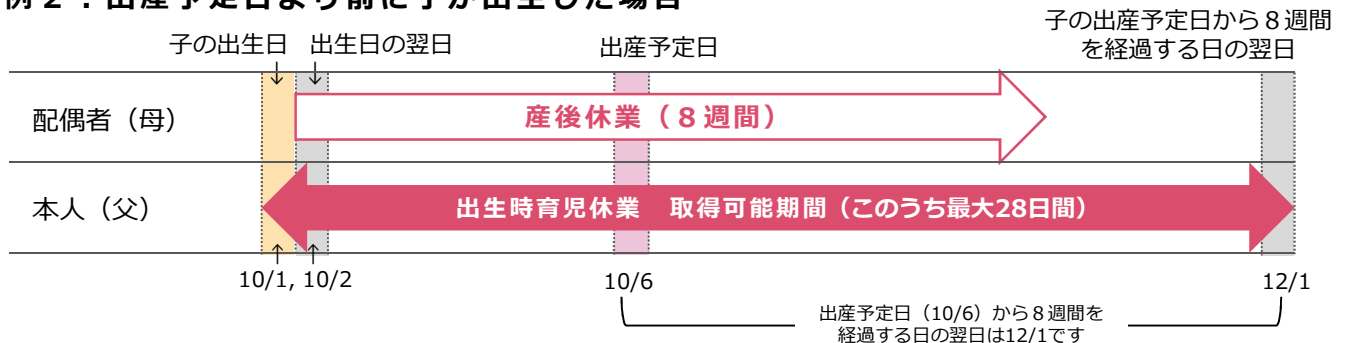
※1 出産予定日前に子が出生した場合は、出産予定日

※2 労働契約が更新される場合は更新後のもの

### 例1：出産予定日より後に子が出生した場合



### 例2：出産予定日より前に子が出生した場合



**ご注意ください** 出生時育児休業給付金の対象とならないケース

**例 3 : 出生時育児休業を3回に分けて取得した場合の3回目の休業**



**例 4 : 出生時育児休業を28日間を超えて取得した場合の28日超過分の休業**



3回目の出生時育児休業（例3）や、28日を超えた分の出生時育児休業（例4）について、被保険者と事業主との間で育児休業に振り替える旨合意すれば、育児休業給付金として支給申請することができます。

**休業中の就業可能日数/時間数の取扱い**

出生時育児休業給付金の支給対象期間中、最大10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）まで就業することが可能です。

休業期間が28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。⇒例5・6参照

例：14日間の休業 ⇒ 最大5日（5日を超える場合は40時間）

10日間の休業 ⇒ 最大4日（4日を超える場合は約28.57時間）

[10日×10/28≒3.57（端数切り上げ）⇒4日、80時間×10/28≒28.57時間（端数処理なし）]

出生時育児休業期間中に就業した時間を合計した際に生じた分単位の端数は切り捨てます。

また、出生時育児休業を分割して取得する場合は、それぞれの期間ごとに端数処理を行います。

**例 5 - 1 : 28日の出生時育児休業期間中、15日間（1日8時間）就業した場合**

| 休業開始日 | 2～6日目 | 7・8日目 | 9～13日目 | 14・15日目 | 16～20日目 | 21～28日目 |
|-------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|
| 休業    | 就業    | 休業    | 就業     | 休業      | 就業      | 休業      |

28日の出生時育児休業期間のうち、10日（10日を超える場合は80時間）を超えて、15日（120時間）就業しているため、全期間を通じて出生時育児休業給付金は不支給となります。

**例 5 - 2 : 出生時育児休業を分割して取得し、それぞれの期間を合計して9日間（1日8時間）就業した場合**

| 休業開始日 | 2～6日目 (5日間) | 7・8日目 | 休業開始日 | 2～5日目 (4日間) | 6～15日目 |
|-------|-------------|-------|-------|-------------|--------|
| 休業    | 就業          | 休業    | 休業    | 就業          | 休業     |

出生時育児休業 1回目（8日間） 出生時育児休業 2回目（15日間）

合計23日の出生時育児休業期間のうち、9日就業していますが、就業可能日数以下のため、出生時育児休業給付金は支給されません。

※10日×23/28≒8.21（端数切り上げ）⇒9日

## 例6：出生時育児休業を10日間取得し、そのうち6日間部分就業した場合

|    | 休業開始日 | 2日目   | 3日目   | 4日目   | 5日目 | 6日目   | 7日目   | 8日目 | 9日目      | 休業終了日 |
|----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|----------|-------|
| 本人 | 休業    | 4時間就業 | 休業    | 8時間就業 | 休業  | 4時間就業 | 休業    | 休業  | 4時間30分就業 | 休業    |
|    |       | 休業    | 4時間就業 |       |     | 休業    | 4時間就業 |     | 休業       |       |

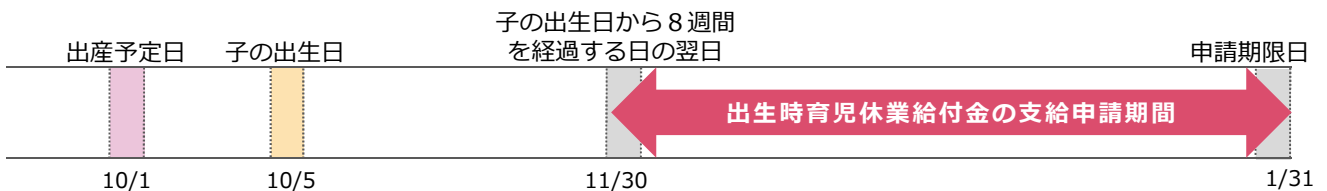
10日間の出生時育児休業を取得した場合、4日以下（4日を超える場合は約28.57時間以下）の就業が可能です。このケースでは、計6日間、28時間（28時間30分から分単位の端数を切り捨て）の就業であるため、出生時育児休業給付金は支給されます。

## (2) 支給申請期間

子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から申請可能となり、当該日から2か月を経過する日の属する月の末日までに「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書」を提出する必要があります。

- 出生時育児休業は、同一の子について2回に分割して取得できますが、申請は1回にまとめて行います。その際、休業取得日数、就業した日数・時間と支払われた賃金額は申請書の記載欄「支給期間その1」（12欄）と「支給期間その2」（16欄）のそれぞれに記載してください（6頁参照）。

### 例：出産予定日より後に子が出生した場合



## (3) 支給額

**支給額 = 休業開始時賃金日額※ × 休業期間の日数（28日が上限） × 67%**

※育児休業給付金と同じです（9頁参照）

### ■ 出生時育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われた場合

| 支払われた賃金の額                      | 支給額                       |
|--------------------------------|---------------------------|
| 「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下      | 休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67%     |
| 「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%超～80%未満 | 休業開始時賃金日額×休業期間の日数×80%－賃金額 |
| 「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上      | 支給されません                   |

### ■ 休業開始時賃金日額の上限額

休業開始時賃金日額の上限額は15,190円となります（令和5年7月31日までの額）。

出生時育児休業給付金の支給上限額（休業28日）：15,190円×28日×67% = 284,964円

例：休業開始時の賃金日額は7,000円で、14日間の出生時育児休業を取得

- この期間に賃金が支払われていない場合  
支給額 = 7,000円×14日×67% = 65,660円
- この期間に3日就労して賃金21,000円が支払われた場合（支払われた賃金が休業開始時賃金日額×休業期間の日数の13%～80%）。  
支給額 = 78,400円 - 21,000円 = 57,400円

14日分の賃金日額の80%  
= 7,000円×14日×80%  
= 78,400円

## ご注意ください 出生時育児休業期間を対象とした賃金の取扱い

「出生時育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」とは、出生時育児休業期間を含む賃金月分として支払われた賃金のうち、次の額をいいます。

- **出生時育児休業期間に就労等した日数・時間に応じて支払われた額。**  
就労した場合の賃金のほか、出生時育児休業期間に応じて支払われる手当等を含みます。なお、通勤手当、家族手当、資格等に応じた手当等が、就労等した日数・時間にかかわらず一定額が支払われている場合は含みません。
- **就業規則等で月給制となっており、出生時育児休業期間を対象とした日数・時間が特定できない場合は、日割計算（※）をして得られた額（小数点以下切り捨て）。**

（※）「支払われた賃金額」×（「出生時育児休業取得日数」÷「出生時育児休業期間を含む賃金月の賃金支払対象期間の日数（賃金支払基礎日数）」）

### （４）受給資格確認・支給申請手続

出生時育児休業給付金の支給を受けるには、出生時育児休業を開始した被保険者を雇用している事業主の方が以下の受給資格確認・支給申請の手続を行う必要があります。

|               |   |
|---------------|---|
| 提出者           | 被保険者を雇用している事業主  |
| 提出書類<br>①②の両方 | <p>① 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書</p> <p>② 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書</p> <p>・出生時育児休業給付金の支給申請は、受給資格確認と同時に行う必要があります。</p> <p>・②の書類には、払渡希望金融機関指定届が付いています。以前に雇用保険の他の給付（例えば基本手当）の支給を口座振込で受けていた方は、その口座を使用することもできます。また、マイナポータルに公金受取口座を登録している方は、ハローワークに個人番号を届け出ている場合は、その口座を使用することもできます（「払渡希望金融機関指定届」の提出が必要です）。</p> |
| 添付書類<br>①②の両方 | <p>① 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、タイムカード、育児休業申出書、育児休業取扱通知書など<br/>出生時育児休業を開始・終了した日、賃金の額と支払状況を証明できるもの</p> <p>② 母子健康手帳、医師の診断書（分娩（出産）予定証明書）など<br/>出産予定日及び出産日を確認することができる、いずれかのもの（写し可）</p>  |
| 提出先           | 事業所の所在地を管轄するハローワーク ※電子申請も利用できます   |
| 提出時期          | <p><b>子の誕生日（出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から提出可能となり、当該日から2か月を経過する日の属する月の末日が提出期限</b></p> <p>・休業期間を対象とする賃金がある場合は、当該賃金が支払われた後に提出してください。</p>   |

- ・ **雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書**の記載リーフレットは、ハローワークの窓口に用意しています。
- ・ 育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書は、マイナンバーを記載して提出してください。
- ・ 支給決定された出生時育児休業給付金は「払渡希望金融機関指定届」で届け出た被保険者本人の金融機関の口座に、支給決定後約1週間で振り込まれます。
- ・ **受給資格がある場合**  
「出生時育児休業給付金支給決定通知書」が交付されます。  
支給額が算定されたときは、支給額が記載され、不支給決定されたときは、不支給の理由が記載されます。
- ・ **受給資格がない場合**  
「育児休業給付受給資格否認通知書」が交付されます。  
交付された「出生時育児休業給付金支給決定通知書」や、「育児休業給付受給資格否認通知書」は、被保険者の方にお渡しください。

**記載例：育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書**

令和4年10月3日から16日までと同月19日から25日までの2回に分割して出生時育児休業を取得し、それぞれ3日間と1日間、1日につき7時間就労し収入があった場合の記載例

第101条の33関係（第1画）  
**育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書**  
(必ず第2面の注意事項をよく読んでから記入してください。)

|                               |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1. 育児休業期間<br>10407            | 2. 産前休業開始年<br>5050-99999999-9 | 3. 産後休業開始年<br>4-24040401      |
| 4. 申請者氏名<br>育児 パパ             | 5. 妻の氏名<br>イクシ                | 6. 妻の住所<br>ハハ                 |
| 7. 出生時<br>123456789012        | 8. 産前休業開始日<br>5-041003        | 9. 産後休業開始日<br>5-041003        |
| 10. 産前休業終了日<br>100-8988       | 11. 産後休業終了日<br>5-041003       | 12. 産後休業終了日<br>5-041003       |
| 13. 就業先住所(市区町村)<br>東京都千代田区霞が関 |                               |                               |
| 14. 就業先住所(番地)<br>1の2の3        |                               |                               |
| 15. 就業先住所(マンション名)<br>アアアア     |                               |                               |
| 16. 出生前所属会社<br>5-041003-10116 | 17. 出生時所属会社<br>5-041003-10116 | 18. 出生後所属会社<br>5-041003-10116 |
| 19. 出生前所属会社<br>5-041003-10116 | 20. 出生時所属会社<br>5-041003-10116 | 21. 出生後所属会社<br>5-041003-10116 |
| 22. 就業先住所(市区町村)<br>東京都千代田区霞が関 |                               |                               |
| 23. 就業先住所(番地)<br>1の2の3        |                               |                               |
| 24. 就業先住所(マンション名)<br>アアアア     |                               |                               |
| 25. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 26. 就業先住所(階数)<br>1            |                               |                               |
| 27. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 28. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 29. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 30. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 31. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 32. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 33. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 34. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 35. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 36. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 37. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 38. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 39. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 40. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 41. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 42. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 43. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 44. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 45. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 46. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 47. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 48. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 49. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 50. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 51. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 52. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 53. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 54. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 55. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 56. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 57. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 58. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 59. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 60. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 61. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 62. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 63. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 64. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 65. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 66. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 67. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 68. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 69. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 70. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 71. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 72. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 73. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 74. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 75. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 76. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 77. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 78. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 79. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 80. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 81. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 82. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 83. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 84. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 85. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 86. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 87. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 88. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 89. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 90. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 91. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 92. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 93. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 94. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 95. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 96. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 97. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 98. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 99. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア        |                               |                               |
| 100. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 101. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 102. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 103. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 104. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 105. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 106. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 107. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 108. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 109. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |
| 110. 就業先住所(ビル名)<br>アアアア       |                               |                               |

- ① 5・6・7欄  
5欄に出生時育児休業開始年月日、6欄に出産年月日、7欄に出産予定日を記載してください。
- ② 8・9・10欄  
被保険者の個人番号・住所を記載してください。
- ③ 12・16欄  
12欄に出生時育児休業の期間を記載してください。  
出生時育児休業を2回に分けて取得した場合にそれぞれの休業期間を記載してください。
- ④ 13・17欄  
12・16欄の各休業期間中に就業した日数を記載してください。
- ⑤ 14・18欄  
就業した時間数を記載してください(1時間未満の時間数は切り捨て)。
- ⑥ 15・19欄  
12・16欄の支給期間について、「出生時育児休業期間を対象として事業主から支払われた賃金」を記載してください(5頁参照)。
- ⑦ 申請期間  
子の誕生日(出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日)から8週間を経過する日の翌日から申請可能となり、当該日から2か月を経過する日の属する月の末日までのいずれかの日を記載してください。

被保険者から申請等に係る同意書が提出された場合には、被保険者の記名を省略できます。この場合、申請者氏名欄には、「申請について同意済み」と記載してください。

**通知例：出生時育児休業給付金支給決定通知書**

出生時育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)

| 被保険者番号        | 氏名     | 性別                     | 生年月日            | 出生年月日         | 出産予定日    |
|---------------|--------|------------------------|-----------------|---------------|----------|
| 5050-999999-9 | イシノ ハナ | 男                      | 3-600420        | 5-041010      | 5-041003 |
| 休業開始年月日       | 支給開始日  | 支給期間末日                 | 領金月額            | 減額月額          | 減額率      |
| 041003        | 041003 | 041025                 | 210,000         | 140,700       | 67%      |
| 支給資格確認年月日     | 100120 | 支払方法(金融機関・店舗コード及び口座番号) | 9890097-7654321 |               |          |
| 支給期間          | 就業日数   | 就業時間                   | 賃金支払額           | 支給日数          | 支給率      |
| 041003-1025   | 4日     | 28時間                   | 28,000円         | 21日           | 67%      |
|               |        |                        | 支給金額            | 89,600円(減額支給) |          |
| 支給終了(出生時育児終了) |        |                        |                 |               |          |

- ① 支払方法  
指定した金融機関口座番号が記載されていることを確認してください。
- ② 通知内容  
賃金月額と休業日数を基にした支給金額が印字されます。計算方法は4頁を確認してください。また、休業日数が28日を超えている場合や就業日数、就業時間の上限を超えている等、支給要件を満たさない場合はその旨が印字されます。